

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称			
130010	廃棄物の定義残土の追加	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものであつて、	C		土砂については、従来から一般に土地造成の材料として使用されている自然物であるため、廃棄物処理法の対象となる「廃棄物」には該当しないものとして取り扱ってきたところ、建設工事に伴い生ずる土砂については、中央環境審議会の意見(平成14年11月「今後の廃棄物リサイクル制度の在り方について」)において、現在その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まずその発着者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組等が必要であるとされており、こうした取組を進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を現実的に確保していくことが適当であると考え、	提案趣旨は、大量の「建設残土」が不適正に投棄等され、周辺地域に環境保全上の支障が生じているという実情に対して、条例整備により対策を講じようとするものである。 「廃棄物の定義への建設残土の追加」が出来ないとしても、条例整備の可能性について回答された。 また、「建設残土」は、即「土砂」ではなく、汚泥、木くず、がれき類等その他の廃棄物も含まれる。これら建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について、どのように考えているか回答されたい。		D-1		土砂については、廃棄物処理法の対象となる「廃棄物」に該当しないものとして取り扱ってきたところ、環境省としては、廃棄物処理法が土砂の規制に係る条例整備の妨げになるとは考えていない。また、土砂に汚泥、木くず、がれき類等の廃棄物が混入している場合には、当該汚泥、木くず、がれき類等は当然廃棄物処理法に従い適正に処理する必要がある。							1272	1272010	埼玉県八潮市	廃棄物の定義追加による建設残土の投棄防止構想		
130020	浄化槽法(第7条)の免除	浄化槽法第7条	浄化槽法において、新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後六月を経過した日から二ヶ月間、浄化槽管理者は、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。	C		浄化槽法第7条に規定される設置後等の水質検査(7条検査)は、浄化槽の真の機能は実際に使用を開始した後でなければ確認できないことにかんがみ、その機能がおおむね発揮される時点において、浄化槽の設置状況及び管理状態についての外観検査、放流水等についての水質検査並びに浄化槽の保守点検の実施状況等についての書類検査を実施するものである。 竣工時に行う検査においては、浄化槽の使用が開始されておらず、放流水質や保守点検の実施状況などが実施できないため、7条検査の目的である所期の処理機能が発揮されているか否かの確認ができない。そのため、7条検査を免除することは適切でない。	提案主体の提案趣旨は、竣工時における検査と、7条検査の2つを短期間の間に行うことが負担になっていることによるものであるが、このことを踏まえ、竣工時検査の簡略化についても合わせて検討し、提案の意図を実現できないか再検討されたい。		C		右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。						1036	1036010	福岡県香春町・株式会社香春町浄化槽整備事業	効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区			
130030	浄化槽法(第11条)の特例項目の簡素化(BOD検査のみ)	浄化槽法第11条	浄化槽法において、浄化槽管理者は、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている。	C		浄化槽法第11条に規定される定期検査(11条検査)は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施され、浄化槽の所期の処理機能が確保されているか否かを確認するため、定期的・継続的に実施されるものである。 現状においても、11条検査において水質検査の項目へ生物化学的酸素要求量(BOD)を導入する場合にあっては、BODが設置及び維持管理の状況を総合的に示す指標であることにかんがみ、検査の効率化を図る観点から他の検査項目の一部を軽減することも可能であるとしており、福岡県でも外観検査も含めて検査項目を軽減している。 しかし、保守点検及び清掃の実施状況等は必ずしもBOD測定結果のみで把握することはできないものではないため、書類検査による確認や、水質検査等による消毒等の確認等が必要である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C、D-1		福岡方式は外観検査を簡略化し、水質検査のサンプルは保守点検業者自らが採水するもので、受検率向上のための形骸化した検査になっており、本町のPF事業のように設置基数の飛躍的な伸びが予想されるものに対し、その対応が簡略化されなければ実施できない現状であれば、さらに検査機関の対応が形骸化する事は明白で、検査員の採水を原則とした抜き打ち検査を要望するものです。 また、簡素化とは、BODが浄化槽機能の総合的判断の指標となる観点から、その結果が不適正であった浄化槽に対して、従来の項目で再調査するものです。保守点検等が十分に行われなければ、BODにも影響が及ぶことは総合的指標としたことも理解できよう。							1036	1036020	福岡県香春町・株式会社香春町浄化槽整備事業	効率的な浄化槽の維持管理と法定検査特区		
130040	食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例措置の拡充	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2「再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物」 食品リサイクル法第20条「廃棄物処理法の特例措置」	再生利用認定制度の対象とされていない。食品関連事業者が、食品リサイクル法に基づく登録や認定を受けた事業者へ運搬する場合には、食運搬の荷下し部分に限って市町村の許可を不要とする。	C		再生利用認定制度は、廃棄物の再生利用行為を認定する制度であつて、廃棄物の収集運搬時の取扱い方法のみに着目して判断するものではない。また、食品廃棄物は腐敗性を有し、悪臭等による生活環境保全上の支障が生じやすいものであるが、ご提案内容からは、再生過程においてどのように生活環境保全上の支障の発生を防止するのかが不明である。このことから、ご提案の内容について、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。 また、食品廃棄物は、上記のとおり生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるため、市町村や市町村の委託を受けた者以外のもので処理される場合は、廃棄物処理法に基づき許可を受けた専門の業者によって適正に処理される必要がある。一方で、食品廃棄物のリサイクルを促進するためには、散在する食品関連事業者から少量ずつ発生する廃棄物を広域的に収集し低コストで効率的な処理を行うことが不可欠である。そのため、食品リサイクル法20条では、食品関連事業者に委託を受けた一般廃棄物の収集運搬事業者が、食品リサイクル法に基づき登録や認定を受けた事業者へ運搬する場合には、食品廃棄物の大部分は再生利用されることが確保であるとして、収集運搬の荷下し部分に限って市町村の許可を不要とする。廃棄物処理法の特例措置を設けているところである。 ご提案の内容は、業者が生活環境保全上支障を及ぼすことなく業務を的確に遂行する条件を備えているかどうかについて廃棄物処理法に基づく公の審査を全く経ることなく、食品廃棄物の運搬を可能にするもので、食品廃棄物の適正な処理を担保できないおそれがあり、不適当である。	提案主体は、事業活動に伴い食品廃棄物を排出する者として、企業グループを挙げて食品循環資源の再生利用等の推進に主導的な役割を担うべく、食品廃棄物について適正な管理等を行いつつ、計画的に再生利用等に取組む者であつて、食品リサイクル法の目的にもかなうものであるといえる。 貴省の回答にもあるとおり、「食品廃棄物のリサイクルを促進するためには、散在する食品関連事業者から少量ずつ発生する廃棄物を広域的に収集し低コストで効率的な処理を行うことが不可欠である。」提案もこの趣旨から行われているもので、「公の審査を全く経ることなく、食品廃棄物の運搬を可能にする」ことを目指すものではない。 企業の分社化、連結グループ化等の傾向に鑑みても、現行規制がビジネス展開上の合理性を阻害しているとの指摘も踏まえ、リサイクルへの取り組みを支援できないかという観点から、例えば、食品リサイクル法に基づく登録や認定を受けた事業者へ運搬する場合には、食品廃棄物の大部分は再生利用されることが確保であるとして、荷卸先一般廃棄物の収集運搬業者の許可を条件として、荷積の一般廃棄物の許可を不要とできないか検討し回答されたい。		C		食品廃棄物の荷積について、その一般廃棄物収集運搬業者の許可を荷卸先の業許可を条件として不要とした場合、荷積地における公の審査を全く経ないこととなり、適正な処分が担保されず、食品関連事業者が安心してリサイクルを委託できないことになる。 また、親会社が子会社の排出した廃棄物を収集運搬する場合、又は子会社が親会社から排出した廃棄物を収集運搬する場合、「事業者が自ら廃棄物を収集運搬するもの」として業の許可を不要とすることが可能かという点については、そもそも事業者間に資本関係があることのみをもって、直ちに双方の事業者を廃棄物処理法上同一の者とみなすことはできず、また、事業者間の資本関係は多様である。排出事業者の処理責任が曖昧となり、事業者が自ら排出した廃棄物の処理と称した不適正な処理が行われるおそれがあるため、業の許可を不要とすることはできない。												
			現行制度上、複数市に点在する同一法人の支社から排出された一般廃棄物を当該法人(本社等)が運搬し、処分するような場合は、事業者が自らその一般廃棄物の運搬又は処分を行うものであるため、業の許可は不要であり、廃棄物処理法上特段の手続きは要しない。また、再生利用されること確保であるとして市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であつて、市町村長の指定を受けたものについては業の許可は不要とされているところであり、このような制度の活用も検討すべき。			本提案は公的審査を回避するものではない。再生の登録、認定事業場に運搬するケースにおいて10箇所での公的審査が必要で、業務上支障は不可避である。腐敗性廃棄物を持つ事業者等が、現行の認定制度の補足ケース(フードサービス/給食事業者事例)もしくは、大臣認定によるようなグループ企業、特に子会社の廃棄物を処理する場合について、手続き等の簡素化、迅速化を図ることが出来ないか、再度検討し回答されたい。			C(現行制度についてはD-1)								1228	1228010	日本ニュービネス協議会シダックス株式会社	食品廃棄物の広域リサイクル事業			

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称		
130050	食品廃棄物の排出企業と処理企業による協同組合について廃棄物処理業等の許可不要化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項・第6項	産業廃棄物の処理を業として行う者は、自ら処理を行う事業者・環境省令で定める者(保健所を設置する市にあっては、市長)の許可を受けなければならない。	C		廃棄物処理法では、事業者は廃棄物の発生から最終処分が終了するまで一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。この責任の範囲内で広く具体的な義務を負うという点において、厳格な排出事業者責任が定められている。各加入企業における事業活動から生じた産業廃棄物の排出事業者責任は、協同組合でなく各加入企業に発生するものであり、加入企業と別個の法人格である協同組合は排出事業者責任を負うものでない。したがって加入企業が排出した廃棄物をこれとは別個の法人格である協同組合が処理する場合は、排出事業者が自ら処理をしているとは認められず、当該協同組合は廃棄物処理業の許可を取得する必要がある。	中小企業等協同組合法第42条(商法等の準用)は、事業協同組合の理事、監事及び理事会について商法、民法等の規定を準用している。環境省のいうところの「厳格な排出事業者責任が定められている」という点においても企業と事業協同組合の責任は同等のものであると考えられる。よって、事業協同組合が組合員の排出物の自己処理を扱うことには法的根拠が成立する。	C		排出企業やリサイクル商品のユーザーが協同組合を設立して個々の企業では効率的にできない廃棄物のリサイクルを行うという点であれば、当該協同組合はまさに廃棄物の処理を業として行うものであるため、必要な業の許可を取得していただき、適切かつ効率的に実施していただきたい。また、廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところである。						1235	1235010	全国食品リサイクル事業協同組合	食品廃棄物リサイクル特区			
130060	一般廃棄物(木質系廃棄物)収集運搬業の許可の不要化	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第9条の8	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の対象とされていない。	C		専ら再生利用の目的となる一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、(す)鉄、あきびん類、古繊維がこれに該当する。ご提案の刈り草、木屑パレット、剪定枝などについては、通常再生利用されるということではないため、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物に準じるものとして扱っては適当ではないと考えます。 また、再生利用認定制度は、生活環境保全上支障がない、再生に伴い廃棄物をほとんど生じない、再生品の利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている廃棄物処理法上の特例である。ご提案の刈り草、木屑パレット、剪定枝などについては、腐敗性を有すると考えられるため、悪臭等による生活環境保全上の問題が生ずることが懸念される。そもそも「あきる材」とは、多種多様なリサイクル資材の総称であり、個々の資材について具体的な性状が不明であること、再生に伴い廃棄物をどの程度生ずるのか不明であること、及び現実に需要がどの程度見込まれるかが不明であることなど、再生方法及び利用方法について具体的な内容で不明点が多く、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。なお、一般廃棄物の収集運搬については、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者である市町村長の指定を受けたものについては、業の許可が不要とされていることである。地域的な再生利用の取組みを行うためには、管下の自治体との調整を行い、このような既存の制度を活用すればご提案については実現可能であると考えます。	都道府県知事が関係市町村長と調整し、再生利用されることが確実であると各市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者である市町村長の指定を受けたものについては、業の許可を不要とするなど、地域的な再生利用の取組みを行うことは可能であること、右の提案主体の意見も踏まえて再度検討し、回答された。	D-1		再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者である市町村長の指定を受けたものについては、当該市町村において、収集又は運搬の業の許可を不要とする。そのため、県と関係市町村の間で調整し、地域的な再生利用の取組みを行うことは可能である。					1031	1031010	愛知県政策研究センター(グループ)	めぐせ！未利用バイオマテリアルー環境先導県へ				
130070	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(海苔網)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2 ・平成9年厚生省告示第259号「環境大臣が定める産業廃棄物」	再生利用認定制度の対象とされていない。	C		廃棄物の処理について業の許可を必要としている趣旨は、廃棄物の処理過程で当該廃棄物が飛散・流出し、又は処理に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境の保全上支障を生ずるおそれがあるため、都道府県等の審査を経た業者のみが実施することとし、かつ業者を日常的な監視の下に置くことが必要とされていることによる。よって、産業廃棄物にあたる海苔網の処理を委託する場合には、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。なお、再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生ずることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限っては、都道府県等による日常的な監視は要しないとして大臣の認定により処理業の許可を不要とする制度である。本件事業においては、かかる施設を用いにくいかなる方法により再生するかその詳細が不明であり、再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等により、再生品の利用が見込まれること等の要件に該当することは認められないことから、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	D-1		ご提案の内容については、必要な業の許可を取得していただければ実施可能なもの認められるが、産業廃棄物処理法においては、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については都道府県知事の指定により業の許可を不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく都道府県知事の判断により実施できるものである。なお、偽装有償ではなく有用物として有償売却されるものについては、廃棄物処理法の規制は及ばない。					1067	1067010	特定非営利活動法人 0563.netNPO (50080)、E:エコユニティー研究会 (50110)	エコユニティー特区(現海と山を海苔網で繋ぐリサイクル特区)				
130080	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(溶融処理に伴う飛灰)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の2 ・平成9年厚生省告示第259号「環境大臣が定める産業廃棄物」	再生利用認定制度の対象とされていない。	C		構造改革特区第5次提案において、本件検討要請に対し、飛灰の処理方法について許可の特例を認めるとするに安全性が確保されているとは認められず、再生品についても広範なユーザーが見込まれ、かつ再生品の規格があるなど確実に再生利用が行われるとは認められないことから、現段階において再生利用認定制度の趣旨に即した内容であると判断することは困難であること、貴県の「青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」においては、県外産業廃棄物を搬入する場合に知事に協議する規制や環境保全協力金制度があるものと承知しており、こうした規制を維持しながら他方で廃棄物処理法の許可取得に係る規制緩和を求めるといった点について、県内の関係部局間での調整を十分にお困りいただくことが必要ではないかと考えることから、措置が困難であると回答したところ、第5次提案以降、現段階においては依然として上記の2点の問題点が見受けられるため、溶融処理に伴い発生した飛灰を再生利用認定制度の対象とすることは、困難である。	飛灰の処理方法についての安全性について 溶融飛灰は、大手非鉄製錬企業(A社)の差館・製錬所において製造工程で清浄・脱臭・脱水・乾燥を完了させた後に洗浄・使用した水は、十分な排水処理を行った後に放流されるが、これらの工程は、鉛を含む特別管理産業廃棄物の中間処理業の許可を有する非鉄製錬所内で行われるものであり、これまで安全に処理を行ってきた実績を踏まえ、重金属等による安全性は十分に保証されている。また、溶融飛灰の脱塩処理は、大手非鉄製錬企業(B社)まで輸送され、乾燥処理後、1500以上の高温で還元溶融することにより、重金属を含む粗渣(酸化鉛、鉛、鉛等を含有スラグ、溶融渣)とスラグの有機物のリサイクル製品となるが、これらの工程は、平成14年12月に経済産業省及び環境省の承認を受けた「あおもりエコフロン」で構築されたシステムと種類のものあり、これまで安全に処理を行ってきた実績を踏まえれば重金属を扱うことに対する安全性は十分に保証されている。今回、再生利用認定制度を受けた11社は、8社における溶融飛灰の脱塩処理もリサイクルする工程である。 青森県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例について 構造改革特区制度に基づく再生利用認定制度に品目追加された産業廃棄物については、構造改革特区区域の認定申請を行う時点までに、本県(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等)に関する条例で、定める事前協議又は環境保全協会の対象外とする必要の手続きを行うこととしている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。 なお、対応できない場合、特例を認めるに足りる安全性とどの程度のものなのか、再生品としての広範なユーザーの見込とどの程度のものなのか、再生品の規格とは具体的にどのようなものを想定しているのか、そしてデータを必要とするか等対象とするために必要な条件を具体的に明らかにしつつ回答された。	C(一部D-1)		ご提案の要望については、そもそも青森県内の一事業所のみで施設を設置(又は変更)して行う事業を対象としており、今後も当該事業の全面的な波及は見込めないに伺っている。ご要望のうち、業の許可については、廃棄物処理法において、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物については、都道府県知事の指定により不要とする制度も設けられているところであり、特区によるまでもなく(都道府県知事の判断により実施できるものである。また、再検討要請においてお尋ねのあった具体的な条件については、一般的なものは廃棄物処理法施行規則「デュアル」(再生利用認定制度申請の手引き)において明らかにしているところであるが、必要なデータ等その個別の事例に基づき明らかにしているところである。								1198	1198020	青森県	環境・エネルギー産業創造特区構想

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
130090	産業廃棄物(動植物性残さ)の海洋投棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号及び同5号、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令第3条、 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第10条第1項及び第2項第4号	1.海域における船舶からの廃棄物の、原則排出禁止。 2.廃掃法施行令に定める一定の品目等の適用除外。 3.海洋投入処分可能品目について、「環境省令で定める基準に適合する動植物性残さ」を指定。 4.ただし、3.の条件に合致する場合でも、埋立処分を伴わずに、入処分を回避。	C		1.「油分を含む産廃に係る判定基準省令」は、政府の認識する科学的知見に基づき、生活環境及び海洋環境保全の観点から適正と考えられる基準値を定めたものである。 2.また、廃棄物の海洋投棄を可能な限り控えるべきとするのは、国際的な合意事項であり、1996年には、廃棄物の海洋投棄の原則禁止を内容とする「1972年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」の1996年の議定書が採択されたところ、同議定書は未効用であるが、近年中に発効する見込みであり、我が国においても、同議定書締結のための海防法改正法を本年の通常国会において成立させたところである(平成16年5月19日公布、公布後3年以内に施行)。 3.以上により、本要望を認めることは困難である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	E		この度の提案にあたり、趣旨に食い違いが感じられます。残さの海洋投棄という表現は、廃棄物を捨てるということではなく、海の資源を豊かにするための「施肥」としての意味で用いました。仮に、「施肥」という行為をする場合は、残さを水結させ海底に沈下させることを考えています。是非とも、「施肥」という行為が海洋汚染という現行法の除外として考えていただきたい。あくまでも科学性物質等による加工等を行わずに自然界に返すものとするものです。また、海防法第3条(定義)第6号で、「廃棄物は、人が不要としたものをいう。」となっておりますが、「餌」として活用するので不要なものとは考えていません。						1093	1093010	上/国町・江差町・乙部町・熊石町・大成町・奥尻町・北檜山町・瀬棚町	海洋由来有機物による再資源化プロジェクト	
130100	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	浄化槽法第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(「浄化槽法」については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であっても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。						1237	1237010	土壌浄化法事業推進連合会	スリム下水道事業	
130110	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条 浄化槽法第3条	ふん尿は、肥料として利用する場合、廃棄物処理法施行規則第13条に従わなければならない。建築基準法施行令第32条第1項において、特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認め、規則で指定する区域に定める汚物処理性能を有する地下浸透方式の浄化槽を設置し、その処理水を放流することが可能であり、制度上の特別措置は必要ない。なお、浄化槽の保守点検及び清掃等に当たっては、浄化槽法に定める技術上の基準等に従うことが必要である。 また、事業については、ご提案に係る汚泥が浄化槽に係る汚泥に該当する場合には、一般廃棄物として廃棄物処理法施行令第3条に従って処理される必要があり、肥料として散布する場合には、「し尿処理施設に係る汚泥の再生方法」(平成4年厚告第193号)に従い、十分な脱水等の処理を行った上で、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより可能となる。 なお、人糞の散布にあたっては公衆衛生上の配置が必要不可欠であるため、肥料として利用する場合は、廃棄物処理法第17条及び同施行規則第13条に従い、市街の形態をなしている区域内においては、発酵等の処理をして、その他の区域内においては、生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用する必要がある。	はD-1はC		ご提案の事業については、現状においても、建築基準法施行令第32条第2項に規定される「特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認め、規則で指定する区域」であれば、同項に定める汚物処理性能を有する地下浸透方式の浄化槽を設置し、その処理水を放流することが可能であり、制度上の特別措置は必要ない。なお、浄化槽の保守点検及び清掃等に当たっては、浄化槽法に定める技術上の基準等に従うことが必要である。 また、事業については、ご提案に係る汚泥が浄化槽に係る汚泥に該当する場合には、一般廃棄物として廃棄物処理法施行令第3条に従って処理される必要があり、肥料として散布する場合には、「し尿処理施設に係る汚泥の再生方法」(平成4年厚告第193号)に従い、十分な脱水等の処理を行った上で、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより可能となる。 なお、人糞の散布にあたっては公衆衛生上の配置が必要不可欠であるため、肥料として利用する場合は、廃棄物処理法第17条及び同施行規則第13条に従い、市街の形態をなしている区域内においては、発酵等の処理をして、その他の区域内においては、生活環境に係る被害が生ずるおそれがない方法により使用する必要がある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは可能であると考えたい。	D-1		ご提案の地域が建築基準法施行令第32条第2項に規定される「特定行政庁が地下浸透方式により汚物を処理することとしても衛生上支障がないと認め、規則で指定する区域」に該当し、該当するかどうかについては特定行政庁に確認されたい。同項に定める汚物処理性能を有する地下浸透方式の浄化槽が設置された場合、そこから発生する汚泥は、浄化槽汚泥であり、人糞ではないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第13条の適用は受けられない。 浄化槽汚泥については、「し尿処理施設に係る汚泥の再生方法」(平成4年厚告第193号)により、十分な脱水等の処理を行った上で、発酵処理し、化学処理し又は乾燥処理することにより、堆肥化(再生)してからでなければ、散布することはできないこととされている。その際、脱水後、天日乾燥によって堆肥化すること自体は可能と考えるが、生活環境の保全上支障が生じることがないように必要な措置を講ずる必要がある。					1238	1238010	福島県昭和村	ソイルエネルギーからむし特区		
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	浄化槽法第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(1.3.については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	C		土壌浄化法は国土交通省でも農林水産省でも補助事業として選択される汚水処理技術となっています。今回の環境省の回答によれば「浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目、頻度に関して、提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置する終末処理場に関しては、農林水産省の事業を選択することにより目的を達成することができます。現在、多くの処理区域は特定事業所の排水の混入のないために、浄化槽と同様な汚水の浄化法の処理場から排出される汚泥を一般廃棄物として取り扱いたい」と考え、事業主体の市町村に提案したいと思っておりますが、そのように進めようと思っておりますか。	(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であっても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。					1239	1239010	土壌浄化法事業推進連合会	トクトク下水道事業	
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	浄化槽法第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥である「下水道汚泥」は、産業廃棄物である。	C		(1.3.については、国土交通省より回答) 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみると、下水道事業者の責任により処理処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も行っているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないか。	C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であっても、別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。						1240	1240010	京都府園部町	トクトク下水道事業園部特区	

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
130120	下水道汚泥の一般廃棄物としての取り扱い	浄化槽法第2条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項	下水道事業に伴って生じた汚泥は、産業廃棄物である。	C		〔1.3.については、国土交通省より回答〕 廃棄物処理法においては、事業活動に伴い排出される廃棄物のうち多量発生性や有害性等の観点から、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物としている。このように処理責任に着目した廃棄物処理法上での区分にかんがみ、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではないと考える。 なお、浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、また、所要の要件を満たすものについては、環境省及び農林水産省より設置に際して財政的な支援も実行しているところである。 汚水処理施設の整備については、地域の実情に応じて効率的かつ適正な整備手法の選定を行っていただきたい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、下水道汚泥の処理に関し、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設を活用するなど提案の趣旨を実現することは出来ないが、	・環境省の回答によれば、「浄化槽法上の浄化槽であれば、処理水質、汚泥の取扱い、水質分析の項目・頻度に関して提案内容に沿った制度となっており、……」とあるように、これから設置する終末処理場に関しては、農林水産省の事業を選択することにより、目的を達成することが出来ます。占冠村の二つの処理場はすでに国土交通省の補助事業として建設し、供用開始されていますが、当初農林水産省の補助事業として検討していた区域でもあり、特定事業所の排水の混入がないために浄化槽と同様な汚泥の性状となっています。従って占冠村では、二つの処理場から排出される汚泥を一般廃棄物として取り扱いたいと考えていますが、このように進めてよろしいでしょうか？	C		(下水道汚泥を一般廃棄物として扱うことについて)前回の検討要請でお答えしたとおり、下水道事業者の責任により処理すべき産業廃棄物たる下水道汚泥について、性状が類似することをもって一般廃棄物として取り扱うことは、排出事業者責任をあいまいにするものであり適切ではない。なお、一般廃棄物である汚泥と同じ処理施設であっても別途産業廃棄物処理施設の許可を取得している場合には、当該施設で処理することは可能である。					1241	1241010	北海道占冠村	トクトク下水道事業占冠特区	
130130	湖沼水質保全に関する権限の移譲		水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法では、構想(プロジェクト)の提案内容を規制するものはない	E		水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法では、構想(プロジェクト)の提案内容を規制するものはない。		管理コード1300130にて文書により水上農業に対する規制音無と表明された意義は大きく、56の流入河川河口に水上農業用植物搭載筏を設置するが、同一モデルは境川河口に既に3年前から5基が大過なく実証実験進行中であり、泳げる露ヶ浦実現し循環型社会の水質系循環経路確立のツール開発の当NPOを支援育成してください。								1158	1158010	NPO露ヶ浦浄化運	泳げる露ヶ浦実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築	
130140	自然公園における行為規制の緩和	不明	自然公園法に基づく行為規制が行われている	-		特区提案として、具体的な規制の内容が示された段階で、回答することとした。											1158	1158030	NPO露ヶ浦浄化運	泳げる露ヶ浦実現目的の水上農業開発と循環型社会システム構築
130150	自然公園内における建築物建設許可基準の緩和(公園事業道路等からの距離)	自然公園法施行規則第11条第4項第9号、第6項	自然公園の特別地域における建築物の設置に関する許可基準は、自然公園法施行規則第11条第6項に規定されており、建築物の新築及び増築にあたっては、建築物の水平投影外周線を公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離さなくてはならない。また、建築物の改築(既存の規模を超えないもの)については、既存の後退距離を確保すればよい。	C, E		自然公園の特別地域における既存建築物の増改築に関して、公園事業道路等からの後退距離に関する許可基準を緩和するようとの提案については、それぞれ以下のとおり。 既存建築物の改築 自然公園法施行規則第11条第6項のただし書きに規定されているとおり、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築)については、後退距離に関する規定は適用されないこととする。 また、既存建築物の増築については、これを緩和する特例を設けると国立公園の優れた風致景観を維持できなくなるため、認められない。とあるが、単に路肩からの距離が20m以下であることをもって風致景観への影響があると判断されるのかを明らかに示しつつ、国立公園について、都道府県知事が許可に際してよるべき基準をより柔軟なものにできないか検討されたい。	既存建築物の改築等(既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築)については、後退距離に関する規定は適用されないこととする。 また、既存建築物の増築については、これを緩和する特例を設けると国立公園の優れた風致景観を維持できなくなるため、認められない。とあるが、単に路肩からの距離が20m以下であることをもって風致景観への影響があると判断されるのかを明らかに示しつつ、国立公園について、都道府県知事が許可に際してよるべき基準をより柔軟なものにできないか検討されたい。	C, D-1, E			自然公園法施行規則第11条第4項及び第6項で準用する第2項ただし書きに規定される「既存建築物の改築等」については、後退距離に関する規定は適用されないことと解して構わない。「既存建築物の増築」については、同条同項で準用する第2項ただし書きを適用できないことから、建物の高さの上乗せ(容積率の上乗せ)はできない。 後退距離については、建築物を道路から物理的に遠ざけることにより、道路と建築物の間の樹木の保存や沿道からの見通しの確保等が図られ、最も公園利用者の目に触れる沿道景観の維持を目的として設けている規定である。建築物を設けようとする場所ごとに建築物を設けることによる風致景観上の支障の程度が異なることは当然だが、後退距離の規定は、風致景観の維持を図るために必要最低限の範囲で、公園を指定している国として全国一律に定めているものであり、県知事がそれぞれ独自に定めることができるようになった場合、最低限維持されている国立公園の風致景観の維持が困難となり、指定目的を果たせなくなることから、適当ではない。 なお、自然公園法施行規則第11条第32項に基づき、自然的、社会経済的条件から判断して、同条各項の基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあっては都道府県知事が認め、地域を指定し当該区域内の許可基準について特例を定めることができる。					1164	1164010	福井県越前市	越前水仙の里活性化構想	
130160	自然公園特別地域内での事業実施要件の緩和	自然公園法第13条第3項	自然公園の特別地域における各種行為の許可基準は自然公園法施行規則第11条第22項に規定されており、ゴルフ場の造成を目的とした土地の形状変更は、許可されない。	C		自然公園の特別地域における工作物の設置等の行為について、許可基準を知事が定められるようとの提案であるが、以下の理由から特区としては対応できない。 国立公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定するとともに、特別地域にかかる許可基準(自然公園法施行規則第11条)を設けており、当該基準は、国立公園の風致景観を維持するために必要な最小限の事項を全国一律に定めたものである。よって、この基準を都道府県知事が独自に定めることができる特例を設けることは、国立公園の優れた風致景観を維持できなくなるおそれがあるため、適当ではない。	提案の趣旨を踏まえ、再度回答されたい。	C		国立公園の特別地域における工作物の設置等の行為について、許可基準を知事が定められるようとの提案であるが、以下の理由から特区としては対応できない。 国立公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、環境大臣が指定するとともに、特別地域にかかる許可基準(自然公園法施行規則第11条)を設けており、当該基準は、国立公園の風致景観を維持するために必要な最小限の事項を全国一律に定めたものである。よって、この基準を都道府県知事が独自に定めることができる特例を設けることは、国立公園の優れた風致景観を維持できなくなるおそれがあるため、適当ではない。 また、当該基準は、国立公園の風致景観を維持するために必要最低限の事項について、公園を指定している国として全国一律に定めたものであり、当該基準について都道府県知事がそれぞれ独自に定めることができるようになった場合、最低限維持されている国立公園の風致景観の維持が困難となり、指定目的を果たせなくなることから、適当ではない。	今回の提案の回答については、疑問を随し得ません。特区の提案の意味は、全国一律の判断に対し、それらの意味を認めたと上で、その地域それぞれが自らの判断をし、その必要性を充分認識したところで、「特別の地域」として差別化し、地域住民の恒久的人間的に自立した生き方のために提案するものとして提案を致しました。 本市においては、交流人口の拡大を重点事項とし諸々の施策を講じていますが、その1つが地理的条件を考えた韓国との交流です。現在、韓国が空前的なゴルフブームであることはご承知の事実です。今、韓国のゴルフファンは九州本土に出ている状況です。 本市は、温泉があり、山がありますが、なんとと言ってもゴルフ場がない現状です。韓国を交流人口として捉え、金を本市で使ってもらう手だては、現状においてゴルフ場の建設を置いて他にない、と言っているのが市の考え得る結論です。 いろいろな考えがあると思いますが、本市の閉塞した現状の打開策として格別のご理解が頂ければとおもいます。					1172	1172010	長崎県対馬市	国立公園特別地域、プロジェクト	

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
130170	有害鳥獣対策としての犬の放し飼いの容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第5の1	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けることとされている。 また、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する措置はない。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」は、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定がおかれているが、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	E		鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定がおかれているが、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬について、その目的の達成のため、放し飼いの状態で飼養保管されることが必要であるから、本基準は準用されない。	提案主体の要望する「野生鳥獣を追い払うための訓練を受けた犬の放し飼いが可能であると解してよいか。	鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定がおかれているが、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬について、その目的の達成のため、放し飼いの状態で飼養保管されることが必要であるから、本基準は準用されない。	E		動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。同法には、犬が放し飼いの状態において人に害を与えるようなことが起こった場合に、その動物の所有者又は占有者を罰する等の措置を適用する規定はない。 また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律においては、提案のように、野生鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、犬の放し飼いに限って同法の適用は受けない。本回答は、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けたものとして市町村が認定する犬の放し飼いを前提に行っているものであり、鳥獣の捕獲及び殺傷等の予期せぬ事故が発生しないよう、十分な防止対策を講じる必要がある。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	E		前回の回答では、「関係する法律等の適応を受けないため放し飼いが可能である」との回答に対し、今回の回答では、「野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けたものとして市町村が認定することが前提」となっていますが、市町村の認定がなければ放し飼いはできないと解してよいか。また、NPO等が実施する場合であっても市町村の認定が必要となるのかご教示いただきたい。 また、市町村が認定する際の統一した認定基準を示していただくことは可能か。又は市町村が独自の判断で認定することによって良いのかご教示いただきたい。	1086	1086010	長野県、木曾郡町村会	「クマやサルを成敗するぞ!」忠犬特区	
130180	野外でのクマ対策犬の放飼の容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第5の1	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けることとされている。 また、「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する措置はない。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」は、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定がおかれているが、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬等を対象としたものである。	E		鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。 「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、犬の放し飼いを禁止する規定はない。また、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)」においては、原則として犬の放し飼いの自粛を求める努力規定がおかれているが、当該規定は、主として愛玩動物として家庭等で飼養保管される犬について、その目的の達成のため、放し飼いの状態で飼養保管されることが必要であるから、本基準は準用されない。	提案主体の要望する「野外でのクマ対策犬の放飼」が可能であると解してよいか。	E		動物の愛護及び管理に関する法律上、もっぱら野生鳥獣を追い払うために飼養保管されている犬の放し飼いは、可能である。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、かつ、これらが発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。なお、本回答は、野生鳥獣を追い払う訓練や、人に危害を与えない訓練を十分に受けた犬の放し飼いを前提に行っているものであり、鳥獣の捕獲及び殺傷等の予期せぬ事故が発生しないよう、十分な防止対策を講じる必要がある。						1101	1101040	特定非営利活動法人ビッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区	
130190	有害鳥獣捕獲隊編成の自由化	鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針	有害鳥獣捕獲の適正化、迅速化を図る観点から、鳥獣による被害が激甚な地域については、あらかじめ捕獲隊を編成することとされているが、法律上の義務ではなく、任意で、必要に応じ地域の実情に応じて編成することとなっている。	D-1		捕獲隊の編成は法律上の義務ではなく、必要に応じ任意に編成され、捕獲隊の役割や要件等は地域の実情に応じて定められていることから、担当する各自治体と調整を図って頂きたい。	提案主体の要望する「クマ対策に限定された捕獲隊」が可能であると解してよいか。	D-1		クマ対策に限定された捕獲隊の編成に対し、法律上の制限はないことから、担当する自治体と調整を図っていただきたい。							1101	1101010	特定非営利活動法人ビッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区
130200	ペイント弾を発射する炭酸ガス銃の夜間使用の容認	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条、同法第38条	鳥獣の捕獲等を行う場合は、狩猟者登録を受けるか事前に捕獲許可を受けることとされている。銃を使用する場合は、夜間の使用等は禁止されている。	E		鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の適用は受けない。	提案主体の要望する「ペイント弾を発射する炭酸ガス銃の夜間使用」が可能であると解してよいか。	E		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律上は、前回答のとおり、鳥獣の捕獲又は殺傷を目的とせず、これらの結果が発生しない場合については、ペイント弾を発射する炭酸ガス銃の夜間使用を規制する規定はない。							1101	1101020	特定非営利活動法人ビッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区
130210	有害鳥獣捕獲許可の迅速化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条	有害鳥獣捕獲目的で鳥獣の捕獲を行う場合は事前に許可が必要であるが、申請主体は、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者として、申請者が定められていることとされている。	D-1		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可にあたり、同法第3条に基づき定められた鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針においては、許可対象者を「原則として、被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者」としており、これらに該当する場合には、貴団体の狩猟免許を有する職員(個人申請の場合)が、許可対象者となることは当該指針においては制限していない。ただし、捕獲許可の要件は各許可権者が定めていることから、許可権限を有する都道府県知事と調整を図らねばならない。	被害等を受けた者から依頼された者に該当する場合、提案主体の要望する「提案主体が直接、許可権者(環境大臣もしくは県知事)に申請できる」と解してよいか。	D-1		前回答のとおり、捕獲を行う者の許可の要件は、各許可権者において定められていることから、都道府県知事の権限に係る行為については、都道府県又は市町村と調整を図らねばならない。 なお、国の権限に係る行為については、申請者を市町村長に限定する規定はなく、個別に判断することとしている。							1101	1101030	特定非営利活動法人ビッキオ	軽井沢町「人とクマとの共存」特区
130220	箱わな限定狩猟免許の創設	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項により、免許の種類は、「網・わな猟免許」、「第1種銃猟免許」、「第2種銃猟免許」の3区分と規定されている。	C		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第3項により免許の種類は3種類とし、同法施行規則第66条により狩猟者登録の区分等を行うこととしているが、提案の趣旨を踏まえその可否について検討したい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。 貴省からの回答では、「提案の趣旨を踏まえその可否について検討したい」とのことであるが、早急に検討を行い回答された。	有害イノシシの捕獲従事者の確保は、本県において喫緊の課題であるが、現行の網・わな猟狩猟免許は、狩猟全般の知識を求められ、受験者の過度の負担となっている。このため、今回簡易な免許の創設を提案したものである。貴省の回答によれば、提案の趣旨を踏まえその可否について検討したいとあるが、その検討の方向性について、教示願いたい。	C		引き続き可能性について検討を行う。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答された。 なお、再検討要請に対する回答については「(わな限定の免許の創設)について」検討を行う。」とされているが、検討スケジュール及び検討内容を明らかにされたい。	A		これまで申し述べて参りましたが、本県におけるイノシシによる農作物等への被害は、年々拡大する一方であり、喫緊の課題となっています。その対応策の一つとして、捕獲従事者の確保が必要であると考え、本提案を行ったところです。前回の貴省のご回答においては、引き続き可能性についての検討を行うとありましたが、上記のような事情もあり、対応を急いでおりますので、今後の検討のスケジュール等につきまして、ご教示いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。	1114	1114010	長崎県	イノシシ対策狩猟免許特区	

13 環境省 再々検討要請

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
130230	地方自治体による狩猟期間設定の可能化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第2項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第9条	法により狩猟期間は10月15日～翌年4月15日(北海道以外の場合)としているが、国により捕獲等を定める期間を11月15日～翌年2月15日(北海道以外の場合)としている。	C		鳥獣の捕獲を無許可、無登録で行うことができることは、無秩序な捕獲行為により、地域住民等に対し人身事故の発生が懸念されることや、特定の種を地域的に絶滅させる可能性があること、地域生態系に大きな影響を与えることなどから認められないが、市町村等が捕獲許可を受けた際、その捕獲に従事する者は個別に捕獲許可を受けることを要せず、この場合、捕獲の期間は都道府県の定める基準により必要な期間が認められる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、有害獣による農作物被害への対応策、有害獣防除に要する行政経費の削減、狩猟免許者の高齢化に伴う有害駆除を担う人材の育成等の課題についての総合的な対応を検討したものであり、以下の理由から、現行の狩猟期間等では問題解決が不可能とされているため、本提案の実現に向けて、再度ご検討願いたい。 狩猟免許者の高齢化が進む中、有害獣による農作物被害対策として、農や畜等の狩猟技術を身に付けようとする農業関係者が増えているが、実践のノウハウを身に付けるには有害獣防除が必要となる期間(現行の狩猟期間以外)での狩猟経験が必要である。 現行の許可制は、行政が中心となって有害獣防除を行うスタイルであるため、行政経費がかさむうえ、地域住民の取組みを促すことにつながらず、市町村合併等により行政事務の効率化が必要な時代に合わない。 本県においてはイノシシによる農作物被害はほぼ全県域(被害のあった市町村数はH7年度が11、H15年度が31)に拡大しており、許可による限定的な有害鳥獣対策では限界がある。 本県のような降雪地においては、法定の期間では実際に狩猟に従事できる回数が限定されている。	C D-1		狩猟期間を延長し、延長された狩猟期間内において狩猟者登録、捕獲許可なく鳥獣の捕獲を行うことができるとすることは、前回回答のとおり認められない。 捕獲許可は、許可権者が必要と認めれば狩猟期間にかかわらず捕獲を許可できることとなっている。また、国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような捕獲は行政が中心となって行うよう定められた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。 許可要件は各都道府県において柔軟に設定できることから、貴県が定める許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能であると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような捕獲は行政が中心となって行うよう定められた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。」とのことであるが、現実には、現行の狩猟期間を限定した許可制の下では、狩猟技術をもった人材に限られてしまうことから、行政(市町村)が謝礼金等を出し、狩猟技術者に依頼して捕獲を実施しているのが現状である。この結果、本県のように捕獲許可を市町村に事務委任している場合は、許可権者と捕獲実施者が同一となる実態が生じている。このような手続き・投資面の無駄を省くためには、本提案のように、狩猟期間および有害鳥獣の捕獲許可等の規制の特例を設け、農業関係者が技術を取得し、地域住民主体の有害鳥獣捕獲が促進されるようにすべきである。 本提案の趣旨を踏まえ、ご指摘のあった「許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能である」とはどのような内容を想定されているのかご教示願いたい。	C D-1		ご指摘の許可による捕獲の期間については、鳥獣保護法第9条の捕獲許可において、許可できる期間を狩猟期間に限定する規定はない。農林業者が狩猟免許を取得し、狩猟として狩猟期間中に捕獲を行うこと、捕獲許可を受けて狩猟期間外に捕獲を行うことは現行の制度下において可能である。 なお、「許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能である」との記述は、貴県が定める許可要件において地域の実情を踏まえた許可の時期や期間を設定できる、という趣旨である。	1168	1168010	福井県	福井県イノシシ防除推進特区
130240	地方自治体で定める狩猟期間内における狩猟者登録、許可の不要化	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第8条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項及び第2項	鳥獣の捕獲に伴うわずかな使用等は、人身事故の発生や他の鳥獣の錯誤捕獲などを発生させる危険があることから、一定の適正、知識、技術を有する者に対してのみ、特別に認められることとなっている。	C		鳥獣の捕獲を無許可、無登録で行うことができることは、無秩序な捕獲行為により、地域住民等に対し人身事故の発生が懸念されることや、特定の種を地域的に絶滅させる可能性があること、地域生態系に大きな影響を与えることなどから認められないが、市町村等が捕獲許可を受けた際、その捕獲に従事する者は個別に捕獲許可を受けることを要せず、この場合、捕獲の期間は都道府県の定める基準により必要な期間が認められる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ご指摘のあった「人身事故の発生」、「特定種の地域的な絶滅」、「地域生態系への大きな影響」については、有害獣防除のための狩猟期間の設置に当たり、以下のように狩猟の方法や区域等を限定し、捕獲頭数が必要最低限に抑制することにより、回避することが可能と考えられる。 対象となる有害獣は、繁殖数が多く、出産数が多いなどの理由で生息数の把握が困難な動物に限定する。 狩猟方法は、檻又は罠による捕獲に限定し、捕獲した有害獣を殺す場合のみ銃使用を可能とする。 檻又は罠を設置する区域(狩猟区域)は、農作物被害の多い農村の周辺に限定し、山間部は対象としない。 有害獣の狩猟期間における狩猟者、捕獲ポイントについては市町村が名簿や地図を作成し、管理する。 また、ご指摘のあった「市町村等が捕獲許可を受ける、手続きについては、従事者に対しては従事者証の交付が必要となるうえ、本県のように当該許可にかかる事務を市町村に移譲しているケースでは、市町村長が市町村長に対して許可を行うなどの無駄な事務が生じるため、効率的でない。	C D-1		狩猟期間を延長し、延長された狩猟期間内において狩猟者登録、捕獲許可なく鳥獣の捕獲を行うことができるとすることは、前回回答のとおり認められない。 捕獲許可は、許可権者が必要と認めれば狩猟期間にかかわらず捕獲を許可できることとなっている。また、国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような捕獲は行政が中心となって行うよう定められた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。 許可要件は各都道府県において柔軟に設定できることから、貴県が定める許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能であると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「国で定めた基本指針においては、提案者が指摘するような捕獲は行政が中心となって行うよう定められた規定や、捕獲にあたり経費を必要とするような規定はない。」とのことであるが、現実には、現行の狩猟期間を限定した許可制の下では、狩猟技術をもった人材に限られてしまうことから、行政(市町村)が謝礼金等を出し、狩猟技術者に依頼して捕獲を実施しているのが現状である。この結果、本県のように捕獲許可を市町村に事務委任している場合は、許可権者と捕獲実施者が同一となる実態が生じている。このような手続き・投資面の無駄を省くためには、本提案のように、狩猟期間および有害鳥獣の捕獲許可等の規制の特例を設け、農業関係者が技術を取得し、地域住民主体の有害鳥獣捕獲が促進されるようにすべきである。 本提案の趣旨を踏まえ、ご指摘のあった「許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能である」とはどのような内容を想定されているのかご教示願いたい。	C D-1		ご指摘の許可による捕獲の期間については、鳥獣保護法第9条の捕獲許可において、許可できる期間を狩猟期間に限定する規定はない。農林業者が狩猟免許を取得し、狩猟として狩猟期間中に捕獲を行うこと、捕獲許可を受けて狩猟期間外に捕獲を行うことは現行の制度下において可能である。 なお、「許可要件の必要な見直しが行われることで、狩猟期間外における捕獲は可能である」との記述は、貴県が定める許可要件において地域の実情を踏まえた許可の時期や期間を設定できる、という趣旨である。	1168	1168020	福井県	福井県イノシシ防除推進特区